

令和7年度 大阪市生野区広報板広告募集要項

1 募集媒体

大阪市生野区広報板 2基

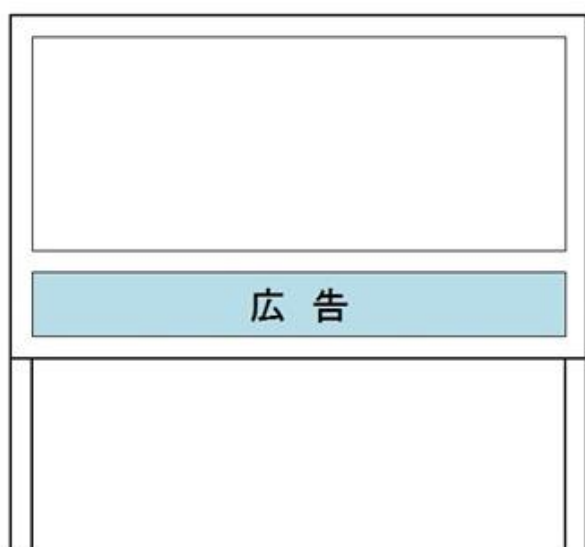
- ① 生野区役所北側（生野区勝山南3-1-19）
- ② 生野区民センター南側（生野区勝山北3-13）

2 媒体の概要

形 状 大阪市生野区広報板（縦 2135mm×横 1876mm×奥行 200mm）

3 広告の規格

(1) 掲出場所 下図参照



(2) サイズ

広告面 縦 170mm×横 1300mm

プレートサイズ(プレートを取り付ける場合) 縦 210mm×横 1350mm

(3) 注意事項

- 「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市生野区役所広告掲載要領」を遵守してください。
- 広告プレートの設置や耐水・耐光ステッカーでの掲出など、掲出方法は問いません。
- 掲載期間を終了した広告はすみやかに撤去し、原状回復をはかってください。

4 広告掲出料金及び掲出期間

(1) 広告掲出料金 1 基 2,000 円(税込)／月

(2) 広告掲出期間 令和7年4月1日～令和8年3月 31 日

(3) その他

※広告掲出料金には、プレート作成費・デザイン費等を含んでいません。

※別途、大阪市建設局へ屋外広告物許可申請および手数料の納付が必要です。

5 申込方法

掲出希望月の前々月 15 日までに、「大阪市生野区広報板広告掲出申請書」に必要事項を記入のうえ、広告見本(カラーカンパまたは PDF)を添えて、生野区役所企画総務課あてご提出ください。

6 申込後の流れ

- (1) 掲出しようとする広告については、大阪市生野区役所広告掲載審査委員会の承認をうけることとなります。
- (2) 生野区役所は先着順で広告掲出の可否を決定し、広告掲載決定通知書および広告掲出料金の納入通知書を送付します。
- (3) 掲出の決定を受けた者は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に広告掲出料金を納入してください。
- (4) 掲出する広告については、広告主において作成・掲出し、掲出後の写真をメール等でご送付ください。

7 その他

- (1) 広告掲出の決定後、特別な理由なく掲出をしなかった場合は、広告掲出料金の返還はできません。
- (2) 別途、屋外広告物許可申請にかかる手続きが必要です。
- (3) 本要項に記載のない事項については、必要に応じ生野区役所と協議のうえ定めることとします。

8 提出・連絡先

大阪市生野区役所 企画総務課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

TEL:06(6715)9683 FAX:06(6717)1160

MAIL:to0001@city.osaka.lg.jp